

平成 23 年 8 月 10 日

各 位

更 生 会 社 株 式 会 社 武 富 士
管 財 人 小 畑 英 一

特別調査（第 2 回）の実施と債権認否書の提出について

債権届出期間経過後に届け出られた更生債権等の債権調査に関して、後記のとおり特別調査（第 2 回）が実施されることとなり、本日、この特別調査の対象となる債権認否書を東京地方裁判所に提出いたしましたのでお知らせします。

今回の債権認否の対象は、更生計画案の付議決定日の前日である平成 23 年 7 月 21 日までに届出をいただいた(届出書が更生会社に到達した)更生債権・更生担保権のうち、平成 23 年 4 月 28 日付及び同年 6 月 17 日付で提出した各債権認否書において調査対象とした届出債権以外で、会社更生法 139 条 1 項の要件を満たすものと判断されているものです。

ただし、債権届出金額欄が「****」で表示された青色の債権届出用紙で具体的金額の記載がされていないものについては、債権の届出として扱うことができないため、認否の対象外としております。

なお、付議決定後は債権の届出を行うことはできませんので（会社更生法 139 条 4 項）、債権認否書の提出と債権調査の実施は今回が最終となります。

【債権認否結果のご連絡】

お届出の金額が全て認められた場合

個別の連絡はいたしません。

平成 23 年 8 月末頃までに、更生計画案等の書類をお送りします。

お届出の金額が一部でも認められなかった場合

「認否結果通知書」という書面を 8 月 12 日より順次発送いたします。

なお、管財人の認否結果に不服のある場合の不服申立方法については、ホームページの「更生手続についてのご質問」にも記載しております。

認否結果通知書が届かない場合でも、今回認否対象となっていない場合や、郵便事情による未到達といった事情が考えられるため、届出又は届出債権額が認められているとは限りませんのでご注意ください。

債権届出期限後の債権届出で、会社更生法 139 条 1 項の要件を満たすものと判断されなかったものについては、裁判所から債権届出が却下された旨の通知が発送されます。

【債権認否結果の閲覧について】

債権調査期間中は、次のとおり、債権認否書の閲覧が可能です。

なお、認否結果通知書には認否書と同様の記載がされていますので、認否結果通知書をご覧いただければ他の債権者の届出更生債権等に関する認否結果に異議を唱える必要がない限り、認否書の閲覧にご足労いただく必要はございません。

〔閲覧ができる方〕

債権届出書を提出した更生債権者、更生担保権者及び株主

〔必要書類〕

(1) 個人の方

本人が確認できる資料（運転免許証等）

印鑑（認印でも可）

債権届出を代理人により届け出た場合について、代理人が閲覧を希望する場合は、代理人の本人確認資料と印鑑（認め印でも可）

* 債権認否書閲覧のみを委任事項とする代理人による閲覧はできません。

(2) 法人の方

法人と来場者の関係が確認できる資料（会社発行の身分証明書等）

来場者本人が確認できる資料（運転免許証等）

委任状（会社が来場者に対し委任したことが分かるもの。ただし来場者が会社の代表者であるときは不要）

来場者の印鑑（認印でも可）

〔閲覧期間〕平成 23 年 8 月 15 日（月）から 8 月 17 日（水）まで

午前 10 時から午後 5 時まで（午後 4 時受付終了）

〔場 所〕更生会社株式会社武富士本社

東京都新宿区西新宿八丁目 15 番 1 号（受付 1 階）

以上につき、ご不明な点がございましたら、当社コールセンターまでお問い合わせください。

< 本社コールセンター >

0 1 2 0 - 9 3 8 - 6 8 5

0 1 2 0 - 3 9 0 - 3 0 2

受付時間 月～金（祝日を除く） 午前 8 時 3 0 分～午後 7 時